

令和7年度第1回瀬戸市子ども・子育て会議 議事録

日程：令和7年10月27日（月）

時間：午後2時から午後4時まで

会場：瀬戸市役所 北庁舎5階 全員協議会室

委員：参加者10名、欠席者2名

委員半数以上出席で会議成立

<1. 市長あいさつ>

（市長）

- 去る5月1日に、瀬戸市子ども・子育て会議の前会長から「瀬戸市における子ども・若者政策に対する意見書」を直接受け取りました。その意見書において、「今までの取組結果を踏まえ、期待を持って瀬戸市に対し、子ども・若者政策を断片的ではなく、切れ目なく体系的に、かつ責任を持って取り組むよう」要請を受けております。それを受け、第2次瀬戸市子ども総合計画で示した「子どもにやさしいまち」を目指し、基本理念、基本目標に基づき重点事業をはじめとする各事業を確実に推進してまいります。本市の子ども・若者政策がより実り多きものとなるよう、引き続き委員の皆様の専門的な見識の下、忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。何卒よろしくお願い申し上げます。

（前会長）

- 子ども・子育て会議で出された意見をまとめて、意見書として提出した。直接手渡しすることができ、この文章の中だけでは伝えられないことも直接懇談した。諮問機関として、子ども・子育て会議を開き、子ども総合計画を作ってきたが、計画を作った終わりではないので、ここからが大切なところである。
- 次期子ども総合計画を作る前まで、第2次計画でしっかりと実行していただきたいことを7つ設けた。
 - ・ 1つ目は、学校、自治体、NPO 団体、企業、地域社会全体で「こどもまんなか社会」を実現しようとする取り組みはもちろん、そこを強力にバックアップし、責任感と使命感を持って、積極的に推進していくのは行政であるということを申し上げた。
 - ・ 2つ目は、瀬戸市には子どもの権利条例があり、そこで謳われている「子どもの最善の利益」を実現する大人の役割として、子ども・若者の声をしっかり聞いていくために子ども・若者会議が開かれているので、意見表明の場をますます実現してほしいということを申し上げた。

- ・ 3つ目は、瀬戸市は、子どもの権利条例の4つの原則を周知・促進し、子どもの権利が守られるように権利擁護体制を敷いているので、その体制を充実し、しっかりと子どもがSOSを出せるような場にしてほしいということを申し上げた。
- ・ 4つ目は、教育と福祉をはじめとする、多様な分野の連携を強化することによって、制度や年齢で区切られない、切れ目のない支援を受けられるように取り組んでほしいということを申し上げた。
- ・ 5つ目は、瀬戸市は産業と豊かな自然がある市で、子ども・若者が発達段階ごとに、様々な遊びや体験を取り入れて発達する可能性のある市であるので、子ども・若者と協働しながら、子ども・若者の成長に繋がるような居場所づくりを推進してほしいということを申し上げた。
- ・ 6つ目は、子どもや子ども家庭が社会から孤立している現状の中で、安全基地となるような居場所が大事であり、瀬戸市の場合は、企業からもバックアップしてもらっているので、企業による働き方改革も促進しながら、地域全体で子育てを応援する仕組みづくりを推進してほしいということを申し上げた。
- ・ 7つ目は、子ども・若者が将来にわたって、精神的・社会的に自立できるように、虐待や貧困など、子どもや子ども家庭が抱える困難を早期に発見し、妊産婦から乳児期、子ども・若者に至るまでの相談体制を充実し、強化してほしいということを申し上げた。

＜ 2. 会長・副会長選出＞

会長、副会長を選出

＜ 3. 議題＞

(1) 令和6年度の各課（公所）事業の進捗結果について

事務局より、令和6年度の各課（公所）事業の進捗結果について報告

(2) 瀬戸市子ども・子育て会議条例の改正について

事務局より、瀬戸市子ども・子育て会議条例の改正について説明

(3) 第2次瀬戸市子ども総合計画の重点事業の進捗状況について

事務局より、第2次瀬戸市子ども総合計画の重点事業の進捗状況について説明

(委員)

- 「【重点事業 1】子ども・若者の意見の実現」の子ども・若者会議の中で、「次期瀬戸市将来計画」ということが書いてあるが、この将来計画というものはどういうものなのか。また、子どもの意見は計画に反映されるのか。
- 「【重点事業 2】子ども・若者の居場所づくり」で、「学習支援・地域の市民交流」に 3 ヶ所載せているが、学習支援だと、中学生が自力で行けるような場所にあることが大事かと思う。この 3 ヶ所で全ての中学生に手が届いているのか。

(事務局)

- 次期瀬戸市将来計画について、現在は第 6 次瀬戸市総合計画が実行中であるが、この計画は令和 9 年から始まる計画であり、今年度と来年度の 2 年をかけて作成中で、色々な人からの意見を聞きながら作成に取り組んでいるところである。その中に、当然子どもの意見も入っているので、色々な人の意見を含めて検討していきたい。

(こども若者家庭センター)

- 学習支援について、市で補助を行っている学習支援のみを載せている。学習支援は、他にひとり親家庭向けや貧困家庭向けに事業を行っており、瀬戸市全体を満たしているかという、中学生が 1 人で来るには難しいのかなというところもある。しかし、菱野団地という団地の中にもあるので、そこにいる中学生は徒歩や自転車で来られる環境にあると思う。

(委員)

- 次期瀬戸市将来計画について、もちろん子どもの意見を反映するかとは思いますが、何よりもフィードバックが大事だと思う。子どもに意見を聞いて、それが反映されたとしても、意見した子どもに「みんなの意見がこういう形になった」と見せてあげないと、ただ聞きっぱなしになってしまうので、ぜひフィードバックしてほしい。
- 学習支援について、市としてさらに広げていくなどの方針はあるのか。

(こども若者家庭センター)

- 学習支援については、民間から声が出てきたところで把握しているので、それも含めて重点事業の中で進捗していくのではないかと考えている。

(会長)

- 子どもの声のフィードバックは、瀬戸市では子どもの権利条例を作ったときに丁寧にやってきた経緯があるし、子どもが校内で活動してきた経緯もある。そういうところが見える化しながら、瀬戸市がやっていることを打ち出していき、子どもに「自分もでき

る」と見せていくことも1つかなと思う。

- 居場所や子ども食堂、地域食堂は待っていても声が上がりにくいと思う。どういうふうに働きかけていくのかというところは、社会福祉協議会などもしっかりと連携していく必要があるのかなと思う。公的なものだけをやっていても広まらないので、働きかけが大事かなと思う。

(委員)

- 教育現場でも子どもの居場所づくりを熱心にやっており、中学校では「“ここ”ほっとルーム」を開放しているが、不登校が増えており、2014年度は22名、2020年度は42名、2024年度は138名が不登校ということで小児科外来に紹介されている。早めに病院に繋がった子どもは、部分登校や別室登校ができたり、心理的安全性を得て、チャレンジできるエナジーが復活していくなど予後がよい。いろいろなベースの要因を分割すると、ADHDやASDの子どもが50%、心身症群の子どもが27%、精神疾患群の子どもが8%、思春期心性の子どもが14%で多岐にわたるため、正しい見立てが子どもの安心の基盤になる。
- 子どもに正しい見立てをして、言語聴覚士(ST)が検査をさらに細かくしていき、認知の特性を見立てることで、その子どもに合った学習支援方法を伝授することができる。それを親だけではなく、学校の担任の先生や養護の先生、スクールカウンセラーの先生にも伝授すると、1年後にはIQが伸びることがある。個別支援ができるチームが要ると思うので、医療を利用した上で、教育現場、福祉現場とタイアップできるとよいかなと思う。

(会長)

- 学校の方でも、生徒指導提要が大きく変わって、その中で「医療との連携やチーム支援、職種や医療、心理との連携」ということが手厚く謳われているので、連携のハードルが下がってきたのか。
- 保護者が医療の必要性を理解し、子育て支援に繋がることで、不登校の子どもが早めに医療に繋がっているかなと思う。一方で、子育てに悩みを抱えている人は、家庭全体が支援の枠組みの中に入らないといけないのだが、その助けを求めない人の中にボーダーの人が多くいる。

(委員)

- 子どもの体験が少ないというところをはっきり見ている。親子で活動する場を広げようと、今年度から「親子自然体験教室」を開催しており、子どもは来ると楽しんで活動しているが、そういった情報が親から子どもになかなか伝わらない。実際に厳しい体験もあるかもしれないが、山や海に行くなどの色々な活動をすると、自信を持って学校に

帰ることができる。そういったエビデンスも活動の中でたくさん見て取れるので、これからもしっかりと進めて、親にも理解してほしいなということを考えている。

- 子ども食堂が以前に比べると瀬戸市内で増えてきているが、O157のことを心配する。地域の中でやっている子ども食堂では、どのように管理をして運営されているのか。

(こども若者家庭センター)

- 検便にかかる経費を補助の中でみることができるような形にしている。

(会長)

- 今後広がっていくのであれば、例えば、子ども会連絡協議会を作っている市と、お互いに気を付けていることの勉強会をするなどのことが必要になってくるかなという気がしている。
- 経験が体験にならない。子育て広場で遊んでいても、家族だけで遊んでいることがあって、お互いに仲間が広がらない。子ども会とかで輪を広げていくということは大事なことになるので、瀬戸市ではそれを活発にしているということを皆さんに知っていただくことも大事なかなと思う。

(副会長)

- 権利擁護委員会にはどういうルートで上がるのか。

(事務局)

- 学校や子育てセンターからの情報をもとに上がってくる形になるかと思う。

(副会長)

- 市民が直接申し立てをするようなシステムは考えているのか。

(事務局)

- 市民から通報があれば受け入れる用意はある。

(副会長)

- 通報というのは、具体的にどのようなものをイメージしているのか。

(事務局)

- 親の虐待から派生してくる権利侵害というものを捉えている。

(会長)

- 権利擁護委員がいること、子どもの権利条例があることを周知するカードを子どもに配っており、そこに直通の電話番号を入れている。過去に直通で子ども自身がかけてきたことはあるし、保護者がかけてきたこともあるが、調査の対象になったものはない。
- 直通の電話番号がこども若者家庭センターの電話番号であり、権利擁護委員会だけの電話番号がなく、誰にかかるか分からないので、子どもがかけてこない。また、フリーダイヤルではないので、お金が要る。権利擁護委員会を置いているところはフリーダイヤルで直通電話を持っているので、そこが問題だと思う。もう少し体制を整えれば、子どもから「相談したい」というケースがたくさんくるのではないかと思う。

(副会長)

- 受け口が沢山あるのは悪いわけではないが、例えば人権に関してだと人権擁護委員会がやっているし、フリーダイヤルだと 189 や SNS 相談などいろいろあるので、「〇〇のときは〇〇に」みたいなものがあると、電話をかける人も迷わずにできるのかな。
- 実際問題、虐待とは言い切れないが、考えようによっては権利が侵害されているのかみたいなことがある。
- こども若者家庭センターは国が法律で決めたことなので、瀬戸市だけではなく、他の市町でも、別々のところに立地していた児童福祉部門と保健部門を、看板だけを1つにしてやっているが、結局は運用次第だと思う。特に、瀬戸市の場合は2施設間が2駅分離れているので、この2施設間での情報交換やケースのやり取りについて、新たに工夫されたことはあるか。

(こども若者家庭センター)

- 距離があるので、顔を見て伝えることができないというところが課題だと考えている。なるべくケース会議等で1つのところに集まって、情報共有や検討をすることによって、少しでも距離の部分を解消できればと思うが、一つの場所に集まるにしても、緊急性の高いものになるとなかなか集まりにくいので、電話での情報共有を今やっているところである。

(副会長)

- 物理的に離れていることは仕方がないが、両方に目が配れる人が1人絶対に必要ではないかなと思う。それぞれの施設に総括する職員がいるが、2施設の実情を把握している人がいると、もう少しケースの担当決めがうまくいくのではないかなと思う。試行錯誤する中で機能的に意味のある形にしていっていただきたいと思う。

(こども若者家庭センター)

- 母子保健係と子ども・若者係という2つの係が別々の場所にあり、なおかつ、どちらかが本庁にあればまだよいが、本庁を挟んで同じぐらいの距離に点在しているという状況があり、距離の壁は感じているところである。
- 緊急のケース会議については極力顔を合わせる状態で受けるようにはしているが、そういった体制が取れない時は、Zoom や Teams を使って会議をしたり、両方を統括する職員「統括支援員」を中心に体制を整えたり、双方の課長職2人がそれぞれの部署で責任を果たしていくということで、体制を整えていきたいと思う。

(会長)

- こども家庭ソーシャルワーカーという仕組みができたので、そういうところを埋める専門職も必要なのかなと思う。
- 母子保健と子ども・若者だけではなく、ここに教育との隙間もあるので、学校との連携もどうしていくのか、そして、職業のところをしっかりと埋める人材が必要なのかなと思う。

(委員)

- スクールカウンセラーの配置状況を教えてほしい。

(学校教育課)

- スクールカウンセラーについて、各校に教員OBなどを配置しているところである。また、スクールソーシャルワーカーも配置しており、ブロックごとで巡回して行っている状況である。

(委員)

- 足りている感があるのかないのか、現場の先生からヒアリングをしているか。

(学校教育課)

- 現場の先生とは意見交換をしており、今のところ、「スクールカウンセラーが足りてない」という意見はもらってない。

(会長)

- 今のような問題を解決していくためには、スクールソーシャルワーカーが全校に欲しい。中学校区をきちんと担当して、育ちをきちんと見る必要があるかなと思う。愛知県内でも、大体8校ぐらいある市は中学校区に配置されてきているので、しっかりと責任を持って担当していくということを考えたらどうかと思う。

(委員)

- 発達支援室には発達の相談があるが、不登校の相談もあるかと思うので、医療やこども若者家庭センターとうまく連携ができればよいかなと思う。

(委員)

- 子どもが「学校で友達の言葉が全て自分を悪く言っているように聞こえる」というように、外的な自己認識を目標に生きていくと、自分を見失っていくと思う。そういう状況の子どもを ARMS (At Risk Mental State) といい、幻聴を見ているわけではなく、押し寄せる不安がそのように感じさせ、繰り返すうちにリアルとの区別がつかなくなっていく。その状況は、不安のもとと一緒に手繰っていくことをすると、落ち着いてきたりする。なので、子どもの話をじっくり聞く必要があるし、子どもの心理的安全性をしっかりと保障してあげる必要がある。
- 学童、習い事、子ども会など、色々な場に繋がれている子どもはよいが、繋がれていない子どもにはしっかり繋いでいくことが必要である。否定せずにアウトリーチして支えていくことは行政、医療、福祉、教育などどこからでもできると思う。学校と医療が一緒の方針でビジョンを照らすと、子どもが安定してくることがある。気になる子どもがいたら、一緒に見守っていくとよいかなと思う。

(会長)

- 「子どもと保護者参加の学校内のケース会議」が効果的で、みんなで子どもを理解できて、子どもも理解してもらえという安心感があるので、せっかくソーシャルワーカーがいるのであれば、そういう取り組みもどうか。主治医の先生や地域の人にも来てもらいながら、応援団がみんなを応援するというのも大事かなと思う。それは学校内だけではなくて、こども若者家庭センターでもできるかなと思う。みんなが同じ方向を向くというのは大事かなと思う。
- 「忙しい」なんて子どもに言わせているような社会ではいけない。教育虐待という言葉も今広がってきていて、大変な状況である。実は子どもの世界も美しいばかりではなくて、大変な状況になってきているなと思う。

(委員)

- 子ども・若者会議の参加人数が気になる。また、人集めに苦勞していないか、サステイナブルなシステムか、子どものためのシステムか、行政の格好つけになっていないか、やらなければいけないことになってないか、小学生中学生がどのような分布で来ているか、新規がいるか。曜日や日にちの設定、周知の仕方など、アウトリーチを頑張ってほしいなと思う。
- この先の運営のことで悩みもあるのかなと思う。子どもも忙しい中で、ここに行きた

と思うことは難しいのではないかなと危惧している。学校にアピールなどして、たくさんの子どもが集まる場だとよいなと思う。

(会長)

- 当初、学校に働きかけをして、学校の先生も一緒に来てくれて、たくさんの子どもが集まった。これを絶やさずに続けるということは重要なことである。

(委員)

- 保護者の中には、“ここ”ほっとルームの存在自体をまだ知らないという人もいて、PTAに関わるようになってから初めて知ったという人もいた。居場所というのであれば、不登校になってから利用するのではなく、ちょっと不安を感じた子どもが立ち寄れる場所になっていけるとよいのかなと思うと、まだまだ周知が必要なのかな。
- 行き渋りの低学年化があり、小学校1年生2年生の子どもでも教室に入れないという子どもがいる。“ここ”ほっとルームが中学校区にしかないので、小学校1年生の子どもがそこに行くにはちょっと難しい。さらに、まだ一年生なので、大人がついていてあげないと、「何か好きに自習していて」と言われてもできる年齢ではない。“ここ”ほっとルームの利用者が増えていて、良いように回ってきているが、小学生が利用しづらいという面もあるようなので、聞き取りしながら、小学生でも利用しやすいようにするにはどうするのかも考えていかなければいけないことなのかなと思う。

(会長)

- “ここ”ほっとルームを周知することは必要かなと思う。子どものことに関心のある市民がいたら、力になってもらえればなと思う。

(委員)

- 地域のことに関心がある人もいるし、全く関心がない人もいる。地域との関わりを持っているお母さんは、悩みごとや困ったことがあれば、自分から発信して、そこから関わって解決できると思うが、地域との関わりも断ってしまうお母さんもいるので、その人たちが地域に関わりを持ってもらえるような取り組みをどうやったらできるのかなということを考えている。

(会長)

- 情報に変な形で伝わるのではなく、しっかりと皆さんに共有できればよいのかなと思う。

(委員)

- 働く年になって、課題を抱えている若い人が多くなってきている。子どもの頃から地域としっかり関わっていくことで、少しでもスムーズに就労に繋げていけたらと思う。

(会長)

- 保護者の就労というところもあるので、就労という部分は大事なかなと思う。

(委員)

- 自治会への加入率が大幅に減少する中で、地域との関わりが薄くなっているというのは大きな問題の一つとして捉えている。また、どうやって子どもに地域と関わってもらえるかということが大きな課題になっている。
- 第6次総合計画の計画期間が令和8年度で終了するが、子ども総合計画が令和11年度までの計画となっており、上位計画が総合計画となると、この計画期間との齟齬の問題をどう整理しているのか。
- 第7次総合計画を作るときに、第7次総合計画の基本構想の審議会が条例に基づいて立ち上がると思うが、子どものことは子どもに聞いてみるということで、子ども審議会も立ち上げると、違う視点で子どもが参加できるかなと思う。

(事務局)

- 子ども総合計画というものは、中に子ども・子育て支援事業計画という計画が入っており、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づいて、平成27年度から各市町村で5年ごとに作られるものである。当然、総合計画とは齟齬があるので、その兼ね合いというのは、これからも考えていくべきなのだろうが、子どもに関わらず、色々な分野で各法に基づいた計画があり、その法に基づいたものも期間が決まっており、期間が総合計画と合うか合わないかという問題が必ず出てくる。総合計画を今後作っていく中で各計画との関係というものは考えながらやっていくものだと思う。そこは課題として引き続き検討していき、総合計画の上位計画にするのか、関連計画にするのかということも含めて考えていくものだと思う。

(会長)

- 総合計画の子ども子育てや教育に関するところが弱まってしまうので、ぜひ意見をしっかりと伝えられるような総合計画の作り込みにしてほしい。

(4) 瀬戸市子どもの今・未来応援基金について

事務局より、瀬戸市子どもの今・未来応援基金について説明

(委員)

- 執行率が低い。今後どういうふうに使われていくのか。また、執行するための審査や審議はどういうふうに行われているのか。
- 「2 処分」について、「(1) 困難な状況にある子ども・若者を支援するための事業」と謳われているが、これに充当された事業はあるか。

(事務局)

- 今までの寄附額に比べ、執行額がやや控えめだったことは否めない。
- 令和7年10月1日に、要綱の中で処分の範囲を広げているので、今後はそういった分野の方にも基金を充てていきたいと考えている。
- 今までの執行状況は「5 令和6年度までの執行状況」のとおりである。
- 今後、皆さんの見識のもと、よい使い方について、提案等していただきたいと思う。

< 4. その他 >

- ・ 事務局より、瀬戸市子どもの権利川柳について報告
- ・ 委員より、働き方や男性の育休について意見

(委員)

- 男性の育休が当たり前にそれなりの期間をしっかりと取って、子育てをする主体となって、男性が育児や家事に関われるようになるということは大事で、仕事の働き方の改革も大事になっていくと思う。

- ・ 委員より、子育て相談のバーチャルについて意見

(委員)

- アバターで24時間いつでもコンビニエンスに訪れて、子育ての悩みが言えて、しかるべき保健師や医師が答えてくれるような、孤立したお母さんや中高生が呟ける場所があるとよいと思う。

(会長)

- 実行しているところはいくつかあって、効果がでているし、アバターで終わらず、そこから現実の場所に来てもらっているという効果も出ているので、そういうところもぜひ視察等をしていただいて、子どもの過ごしやすい、子育てがしやすい瀬戸市になるような試みをやってもらえたらと思う。